

# 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業実施要領

令和3年4月1日制定

## 第1 趣旨

魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業の実施に当たっては、魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業実施要綱（令和3年4月1日付け園農第20号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業実施主体

実施要綱第2の事業実施主体は次のとおりとする。

- 1 農業者団体とは、次のいずれかに該当するものとする。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者、組織及び運営についての定めがあるものに限る。
  - (1) 3戸以上の農業者で組織する団体であること。
  - (2) 認定農業者等で組織する団体の場合、2戸以上の農業者であること。認定農業者等とは、認定農業者及び認定農業者に準ずる者をいう。
- 2 認定農業者に準ずる者とは、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 「人・農地プラン」により「地域の中心となる経営体」に位置付けられた者
  - (2) 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者。又は将来地域における耕作地の引継ぎが合意済みであるなど、認定農業者への道筋が明確である者
  - (3) 指導農業士、青年農業士
  - (4) 「野菜産地強化計画」又は「果樹産地構造改革計画」のいずれかの計画により「園芸産地の担い手」に位置付けられた者
  - (5) 新規就農者（ただし、就農後3年未満であつて49歳以下であること。）。
- 3 農業法人とは、役員のお半が農業の常時従事者（年間150日以上）である法人又は農業の常時従事者（年間150日以上）を複数雇用している法人、かつ、その法人の主たる事業が農業である法人とする。
- 4 主たる事業が農業である法人とは、その判断の日を含む事業年度前の直近する3か年（異常気象により、農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3か年）におけるその農業に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高のお半を占めている法人であること。

なお、設立直後の法人又は農業に取り組んで間もない法人等「農業関連事業」の売上げが3か年に満たない場合は、事業計画（今後の見込）を含めた3か年で判断するものとする。

## 第3 事業の実施基準

- 1 実施要綱別表の栽培技術導入等支援事業の事業内容の欄の取扱いは、次によるものとする。
  - (1) 「販売促進活動」とは、次に掲げる要件を満たすものとし、通常の販売促進活動に係る経常的な経費は補助対象としない。
    - ア 市場情勢等の分析に基づき、実効性の高い販売戦略と計画が構築されている

ること。

イ 新品種、新品目、新商材に係る取組みであること。

ウ 販売額の増加に直結する取組みであること。

(2) 「新規栽培者研修」とは、新品目の導入や品目転換により規模拡大を目指す産地の担い手を育成するための研修とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 生産拡大に結び付く生産から販売までの実践研修を実施すること。

イ 効果的な研修を実施するための研修計画が策定されていること。

ウ 地域の熟練農業者等の協力を得ながら研修を実施すること。

エ 研修終了後は、研修生の独立等により園芸品目の生産活動が確実に認められ、産地の拡大に寄与するものであること。

(3) 「園芸品目の労働力確保事業」とは、園芸品目に係る労働力確保のために実施する被雇用者のための技術研修会の開催、受入農家のための労務管理研修会の開催、募集 PR のための情報発信のための経費とする。

2 実施要綱別表の収益性向上対策事業の事業内容の欄の取扱いは、次によるものとする。

(1) 「新産地育成のための機械・資材の導入」とは、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別表2のIの1の(1)及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、令和2年2月28日付け元生産第1697号、令和2年2月28日付け元政統第1781号食料産業局長通知、生産局長通知、政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）別紙3のIの1の(4)、(5)及び(6)を満たす別表1に掲げるものとする。ただし、果樹の改植及び農業機械等のリース導入を除く。

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業の対象とならない地域とは、次に掲げる全ての要件を満たす地域とする。

ア 市町村単位かつ別表2に定める対象品目単位で、国実施要領別紙7の面積要件を満たさない地域であること。ただし、河北町及び山形市（施設花き）については、平場と組めない理由がある場合に限り本事業の対象とする。

イ 実施中の産地パワーアップ計画の地域と重複していないこと。

(3) 産地パワーアップ計画を作成することができない取組みとは、次に掲げるいずれかに該当する取組みとし、産地生産基盤パワーアップ事業を活用できない理由書を知事あてに提出しなければならない。

ア 事業を実施しようとしている地域において、次に掲げる全ての要件を満たす取組み。

① 既に当該地域及び当該品目を含む産地パワーアップ計画が策定されていること。

② 既存の産地パワーアップ計画を変更することができないこと。

③ 事業終了後かつ事業評価前であること。

④ 既存の産地パワーアップ計画の目標達成率が80%未満の場合、事業実施主体及びその構成員全員が既存の産地パワーアップに位置付けられた取組主体ではないこと、若しくは、事業実施主体又はその構成員が既存の産地パワーアップ計画に位置付けられた取組主体であり、かつ、その取組主体全てが、申請年度の前年度における取組主体計画の目標達成率が80%以上であること。

イ 果樹の新植を含む事業を実施しようとしている地域において、既に当該地域を含む産地パワーアップ計画が策定されており、目標や栽培方法などについて既に作成している計画と合わせる事が困難である取組み。

ウ 同一市町村内で他に取組む地域がなく、かつ、産地生産基盤パワーアップ事業の面積要件を満たす事が困難である取組み。

エ その他、知事が必要と認めた取組み。

(4)「農業栽培用ハウス新設整備」とは、次に掲げるいずれかの構造の補強型ハウス（雨よけハウス及び自力施工するハウスを除く。）かつ、ほ場又は園地等で初めて整備するものをいう。なお、下記により難しい場合は、一般財団法人日本施設園芸協会が刊行する「園芸用施設安全構造基準（暫定基準）」を準用する。

ア 主要パイプが外径 31.8mm 以上（450～900mm ピッチ）のパイプハウス

イ 主要パイプが外径 22mm 以上（450～900mm ピッチ）で、かつ、おおむね 5.4 m 以内に 1 組以上の外径 42.7mm 以上の補強アーチパイプを組み合わせたパイプハウス

ウ ア又はイと同等以上の耐雪性、耐風性を有すると判断される次のハウス

① 低コスト耐候性ハウス

② ダブルアーチ方式のパイプハウス

③ 柱及び梁パイプが外径 42.7mm 以上のぶどう棚と一体化したパイプハウス

④ その他、知事がア又はイと同等以上の耐雪性、耐風性を有すると認めるハウス

(5)「附帯設備等」とは、暖房機、省エネルギー機器、かん水設備等のハウス附帯施設及び養液栽培施設、高設ベンチ等の直接生産に不可欠な生産設備の整備をいう。

なお、「農業栽培用ハウス附帯設備」はハウスの新設と同時に整備するものとし、単独での整備はできないものとする。

(6)「共同利用ハウス」の設置に当たっては、次に掲げる全てを実施するものとする。

ア 販売・出荷若しくは育苗（は種を含む）、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要作業のいずれかを共同で行うこと。共同作業の実施に当たっては、共同作業台帳を作成し、作業日、作業種類、作業者、作業時間等を明記し管理すること。

イ 当該ハウスが事業実施主体の所有であることを組織及び運営に関する規約により明らかにすること。

ウ 当該ハウスを管理運営に関する規程により共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的持管理）すること。

(7)「新規栽培者研修用ハウス等」を整備する場合は、栽培技術導入等支援事業の新規栽培者研修と一体的に実施するものとする。

(8) 農業栽培用ハウス及び附帯設備に係る設置工事費は、設置工事費又は導入する農業栽培用ハウス及び附帯設備に係る資材費のそれぞれの 10 分の 1 のいずれか低い方を事業費とすることができる。

ただし、入札により資材費が計画の額（予定価格）を上回るときは、計画の額（予定価格）の 10 分の 1 の額と比較するものとする。

- (9) 「土地基盤整備」とは、排水施設、かん水施設（井戸を除く。）、深耕、整地、区画整理、樹園地等整備、客土、土壌改良等土地条件の整備とし、次に掲げる要件を満たすものとする。
- ア 土地基盤整備に係る総事業費が200万円未満であること。
  - イ 土壌改良については、基盤整備を行う際に初度的に投入することが必要と認められるものに限ること。
  - ウ 苗（木）の導入は、奨励・優良・有望・特定・試作品種の区分のある作物についてはいずれかの指定を受けた品種の導入に努めること。
- (10) 「気象災害対策設備」とは、井戸掘削（ポンプ及びスプリンクラーの設置を含む。）、多目的防災網の導入、果樹の樹体を守るための資材（ロンバス仕立て等）の導入等とし、次に掲げる要件を満たすものとする。
- ア 大雨、大雪、強風、高温などによる気象災害等の防止又は減災を目的とすること。
  - イ 井戸掘削を行う場合は、水量や水質の確保が確実であると認められ、かつ深さ50m以内であること。
  - ウ 多目的防災網は、多面張りであること。
- (11) 収益性向上対策事業により整備した施設等を農業者にリースする場合には、事業実施主体の長は、その管理する施設等について、受益者との間にリース契約書を締結し、適正な管理運営に努めるものとする。
- 3 実施要綱別表の省力化推進事業の事業内容の欄の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 「さくらんぼの省力仕立て施設整備」とは、省力仕立て栽培施設の資材の導入（施工費を除く。）とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ア 10本以上省力仕立てにすること。
  - イ 事業実施年度の前年1年以内に苗木を定植している若しくは定植すること。
  - ウ 雨よけ施設を整備する場合は、省力仕立て施設と一体的に整備すること。
  - エ 事業実施年度から起算して5年後の収量が10aあたり50kg以上となることが見込まれること。
- 4 実施要綱別表の労働環境設備整備事業の事業内容の欄の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 「労働環境設備整備」とは、トイレ、手洗い施設、作業場へのエアコンの設置等、被雇用者の労働環境整備のための設備とする。ただし、移動又は移設可能なものを除く。
- (2) 「新たな雇用創出」とは、長期雇用1人以上若しくは中・短期雇用の合計雇用期間が長期雇用1人と同等以上とする。
- 5 通常の営農活動に係る経常的な経費は補助対象としない。

#### 第4 事業の対象品目

- 1 実施要綱第5の対象品目は別表2のとおりとする。
- 2 実施要綱第5の市町村の振興品目は、各市町村の振興計画等に位置づけられた品目、又は、各地域において組織される広域農業振興会議等において承認された戦略品目及び特定振興品目並びに広域農業振興会議等が特に必要と認める品目から選定するものとする。

## 第5 事業の目標

- 1 実施要綱第6の目標については、現状を下回る目標の設定はできないものとする。ただし、目標が現状を下回ることにより合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 現状値は、事業実施年度の前年度（実績がない場合（養成期間を要する作物を除く。）は地域平均等。）とする。ただし、異常気象等により、農業の売上高が著しく上昇又は低下した場合は次によるものとする。
  - (1) 農業の売上高が著しく上昇した年の場合には、当該年を含む直近する3か年の平均値
  - (2) 農業の売上高が著しく低下した年の場合には、当該年を除く直近する3か年の平均値
- 3 販売額、所得額、生産コスト、契約栽培割合は、事業実施主体がこの事業で取り組む品目に係る販売額、所得額、生産コスト、契約栽培割合とする。
- 4 所得額は、次に掲げる算式により算出された額とする。  
所得＝販売収入－経営費

## 第6 目標年度

実施要綱第7の農林水産部長が別に定める事業は、この事業と一体的に苗木を導入する事業及び新規栽培者研修とし、次に掲げる年度とする。

- (1) 果樹又は養成期間を要する野菜又は花きにおいては、事業実施年度から起算して5年以内
- (2) 新規栽培者研修においては、事業実施最終年度の2年後

## 第7 事業の承認及び着工

- 1 実施要綱第8の1の事業実施計画は、別記様式第1号により定めるものとする。新規栽培者研修に係る事業については別記様式第2号、収益性向上対策事業により整備した施設等を農業者にリースする場合については別記様式第3号により定めるものとする。  
また、目標年度が異なる品目に取り組む場合は、別々に事業実施計画を作成するものとする。
- 2 新規栽培者研修に係る事業については、複数年度（最長4年間）の事業実施計画を定めることができるものとする。ただし、毎年度、事業実施計画を提出し、承認を受けるものとする。
- 3 実施要綱第8の2の提出は、別記様式第4号により行うものとする。
- 4 実施要綱第8の3の基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、実施要綱別表に定める事業種目ごと50万円以上（設置工事費を除く。）とする。
  - (2) 実施事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
  - (3) 事業実施計画に基づく事業が、本事業以外の国又は県が実施する事業では実施することができないこと。
  - (4) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了し

ているものは、本事業の対象外とする。

- (5) 補助の対象とする施設・機械等は、新品のもの又は新設若しくは新築によるものとする。

ただし、既存の施設、資材及び中古機械の有効利用並びに事業費の低減等の観点からみて、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には、増設、併設等又は合体施行、直営施行又は古材の利用、中古機械の導入を推進するものとする。

なお、既存の施設、中古機械の利用には、既存の施設・機械の機能向上のための改修を含むものとし、有効利用等の観点から補助の対象とするものとする。

また、この場合、古材及び中古機械については、新資材と一体的な施行及び利用管理を行ううえで不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (6) 施設・機械等の導入については、次によるものとする。

ア 事業実施計画に基づき導入される施設・機械等が、事業実施主体又は構成員が既に有する施設・機械等の代替として同種のを再度導入されるもの（いわゆる更新）でないこと。

イ 事業実施計画に基づき導入される施設・機械等は、耐用年数が7年以上であること。

ウ 事業実施計画に基づき導入される施設・機械等は、利用規程を定めて共同利用するものであること。

エ 事業実施計画に基づき導入される施設・機械等の事業の規模は、事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

オ 農業機械等の購入先の選定に当たり、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般の競争、指名競争又は随意契約により業者を選定すること。

カ 補助対象の機械は本体価格（税抜き）1台50万円以上とする。ただし、一体的に使用する機械等は、合算した金額とすることができるものとする。

- 5 実施要綱第8の4の通知は、別記様式第5号により行うものとする。

- 6 実施要綱第8の5の通知は、別記様式第6号により行うものとする。

- 7 実施要綱第8の6に規定する重要な変更は、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業種目の新設、変更又は中止若しくは廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の20%を超える増又は補助金の増

(4) 事業費又は補助金の20%を超える減

ただし、入札により生じる20%を超える減についてはこの限りではない。

(5) 事業を実施する地の変更

(6) リース条件の変更

- 8 事業実施主体は、軽微な変更（事業の実施計画の重要な変更以外の変更）がある場合は、あらかじめ管轄市町村に協議するものとする。

- 9 管轄市町村の長は、8の協議を受けたときは、知事に協議するものとする。

- 10 事業の着工（機械類の発注を含む）は、本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則第6条の補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づ

き行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業に着工する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ管轄市町村の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を管轄市町村の長に提出し、管轄市町村の長は別記様式第7号により知事に提出するものとする。

- 1 1 10のただし書により交付決定前に事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は当該事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実である旨の県からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で行うものとする。
- 1 2 管轄市町村の長は、10のただし書による交付決定前の着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限度にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- 1 3 事業実施主体の長は、交付決定前着工を実施した場合は、補助金交付申請書に着工年月日等を記載するものとする。

## 第8 施設・機械等の管理運営

- 1 事業実施主体は、当該事業によって整備された農用地、施設・機械等を実施計画に従って適正に管理運営するものとする。
- 2 管轄市町村の長は、当該事業の適正な推進が図られるよう管理又は指導するとともに、当該施設等に係る事業実施後、処分制限期間を経過するまでの間、管理運営、利用状況及び事業効果を把握し、知事に報告するものとする。
- 3 この事業によって導入された施設・機械等の管理運営は、農協等が事業実施主体である場合は営農集団（農業法人その他農業者の組織する団体で知事が適当と認める団体をいう。）に委託することができるものとする。

## 第9 事業の報告及び評価

- 1 実施要綱第9の1の報告書は、別記様式第8号により事業実施年度から目標年度の2年後まで作成するものとする。

ただし、新規栽培者研修に係る事業を実施する事業実施主体にあっては、事業実施初年度から、事業実施最終年度の目標年度の2年後まで作成するものとする。
- 2 実施要綱第9の1の報告は、毎年度、当該年度の翌年度の4月30日までにを行うものとする。
- 3 実施要綱第9の2の報告は、別記様式第9号により5月31日まで行うものとする。この場合において、2により報告を受けた管轄市町村の長は、実施要綱第8の4により承認された事業実施計画に照らして、事業の達成度等の評価を行い、その評価結果を知事に報告するとともに、目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該目標が達成されるまでの間、事業実施主体に対して改善計画を提出させる等の適切な指導を行うものとする。

## 附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

別表 1

| 対象作物 | 補助対象機械及び資材  |
|------|---|
| 果樹   | <p>1 農業機械等の導入<br/>動力散布機（SS）、選果機、冷蔵庫、梱包機、結束機、トラクター、管理用機械（乗用を含む）、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等<br/>さくらんぼ・ぶどう等施設（パイプハウス（雨よけ含む。）、果樹棚の導入（新設又は機能向上）の際の資材、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃、その他果樹の収益力の強化に必要な資材</p>   |
| 野菜   | <p>1 農業機械等の導入<br/>トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等<br/>パイプハウス（栽培用、育苗用）資材（新設又は機能向上）、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃、その他野菜の収益力の強化に必要な資材</p> |
| 花き   | <p>1 農業機械等の導入<br/>トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）等の機械化体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、暖房機、かん水設備、電照設備、乾燥機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等<br/>パイプハウス（栽培用、育苗用）資材（新設又は機能向上）、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃、その他花きの収益力の強化に必要な資材</p>        |



別表 2

1 第4次農林水産業元気創造戦略に掲げる下記プロジェクトの取組み品目

| 区分 | プロジェクト名                | 対象品目  |
|----|------------------------|---|
| 果樹 | 山形さくらんぼ世界一ブランド強化プロジェクト | さくらんぼ   |
|    | 西洋なし産地ブランド強化プロジェクト     | 西洋なし  |
|    | りんご産地生産力強化プロジェクト       | りんご   |
|    | ぶどう産地活性化プロジェクト         | ぶどう   |
|    | もも産地拡大プロジェクト           | もも  |
|    | 特産果樹産地強化プロジェクト         | かき、すもも、香酸かんきつ（すだち等）<br>等地域特産果樹  |
| 野菜 | 山形えだまめ日本一産地化プロジェクト     | えだまめ  |
|    | やまがた野菜ブランド力強化プロジェクト    | 高収益野菜（トマト、メロン、きゅうり、<br>すいか等）<br>土地利用型野菜（アスパラガス、ねぎ、に<br>ら等）              |
|    | やまがた方式次世代施設園芸推進プロジェクト  | トマト、きゅうり、ばら、アルストロメリ<br>ア等   |
|    | 特用林産振興プロジェクト           | 促成山菜  |
| 花き | やまがた花きブランド力強化プロジェクト    | 露地花き（啓翁桜、りんどう、小ぎく、紅<br>花等）<br>施設花き（トルコぎきょう、ストック、ダ<br>リア、ビブルナム「スノーボール」等） |

2 各市町村の重点振興品目等に位置付けられた園芸品目（特用林産物を除く）